

# J R 四国労組ニュース

平成29年9月15日（No3/1）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

## 総合労働協約改訂交渉継続！

本部は、9月14日に「総合労働協約改訂等」の2回目の団体交渉を行った。8月28日の団体交渉では組合から主旨説明を行ったが、今回は会社側から現段階における考え方が示され、それについて議論した。

### 【現段階における会社側の考え方】

～申第1号「総合労働協約改訂等」の内容は、JR四国労組ニュースNo2を参照～

### <36協定に関する項目>

#### 【労働条件に関する協約】

5 36条協定の一部改正後の状況を明らかにするとともに、乗務員勤務における臨時勤務の限度等について改善されたい。

#### ◆考え方

→ 36協定の一部改正後の7、8月の状況は以下のとおりであった。

- ・乗務員勤務における非番日に8時間を超える時間外労働は、全て16時間以内であり、動力車乗務員は0件、列車乗務員は月平均34件（過去3年平均比▲5件）であった。
- ・乗務員勤務における2暦日にわたる臨時勤務は、動力車乗務員の最大では1回（平成29年3、4月実績比▲1回）、列車乗務員の最大では3回（同実績比▲1回）であった。
- ・乗務員勤務における連続乗務は、動力車乗務員の最大では6日（同実績比±0日）、列車乗務員の最大では9日（同実績比▲5日）であった。
- ・非常災害以外で早期の対応が必要のために8時間を超える時間外労働を行ったものは電気区で1件あった。転轍機のロック狂い、踏切整流器の故障、遮断棹折損対応をあわせて行ったためである。

乗務員勤務における臨時勤務の限度等は、各職場における実情を踏まえて検討する必要があると考えており、現時点では改正する考えはない。

### 【主な交渉内容】

組合：現行の36協定は連続乗務日数の限度を定めているが、休日に業務研究会等の乗務ではない勤務に従事すると連続勤務日数が長くなるという問題点があり、各支部の定期大会でも組合員から多くの意見が挙がっている。次回の36協定では、「連続乗務日数」を「連続勤務日数」に変更すべきである。

会社：7、8月の各職場の実態を調査した結果、「連続乗務日数」については、現在の36協定の上限を超えることはなかったが、仮に、貴側が求めている「連続勤務日数」とした場合には、動力車乗務員では6日を超え、列車乗務員では9日を超えなかった。動力車乗務員が6日を超えるのは、「3日乗務+休日+3日乗務」のときに休日に勤務に従事させると7日連続勤務となるためである。その内容は業務研究会、安全衛生委員会、運転適性検査及びふれあいまつり等の各種業務・行事が想定される。比較的小規模の職場では、操配のため休日に従事する場合があることから、連続勤務日数の上限については、動力車乗務員は7日、列車乗務員は9日にしたいと考えている。

組合：小規模の職場においても、各種行事の日程の変更や、訓練や検査の頻度を増やす等、全社的での具体的な対策を検討すべきである。

# J R 四国労組ニュース

平成29年9月15日（No3/2）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

会社：限られた要員で運用しているため、調整を行うことは困難と考える。イベントであれば、規模の縮小や運営方法を工夫するといった対策を検討したい。

組合：業務研究会等はOJTとして現場力の維持のため、ふれあいまつり等のイベントは地域との交流のためにそれぞれ重要と考えるが、要員が非常に厳しく運転区所のみで対処するのは困難であることから、行事の日程調整及び本社や他系統との連携等により、全社的に対策を図るべきである。

会社：全社的な対策については検討を行うが、次回の36協定を貴側が求めているように「連続勤務日数」として締結するのであれば、動力車乗務員の限度は7日としたい。また、災害等の異常時や列車の遅延については連続勤務日数の上限の例外としたい。なお、野球部の応援等、勤務免除が認められる行事については、勤務日数に数えないことを考えている。

組合：全社的な対応について、具体的な対策が回答として示されなければ、次回の36協定を締結することはできない。また、例外規定を設けるのであれば、超過勤務の根本的な原因である要員不足の問題が会社内で十分に議論された上で、引き続き交渉したい。

## <その他、総合労働協約改訂交渉の項目>

### 【労使間の取り扱いに関する協約】

◆考え方 → 現行条文が適切と考える。

### 【労働条件に関する協約】

4 当面、年間休日を120日にされたい。

◆考え方 → 現時点では、改定する考えはない。

10 育児休職、育児短時間勤務及び子を養育する場合の保存休暇適用の年齢条件を「小学校就学の始期に達するまで」に引き上げるとともに看護休暇適用の子の年齢条件を「小学校3年まで」に引き上げられたい。

◆考え方 → 現時点では、改定する考えはない。

19 技能手当・職務手当の新設及び支払額を改善されたい。

（各種技術指導や工事監督及び指令業務を行う場合）

◆考え方 → 現時点では、改定する考えはない。

24 第224条第1項に定める、超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。

(1) B単価 100分の150

(2) C単価 100分の50

(3) F単価 100分の200

◆考え方 → 現時点では、改定する考えはない。

30 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。

◆考え方 → 仕事と育児・介護等との両立支援については、ワークライフバランス推進室を中心として引き続き検討を進めていく。

# J R 四国労組ニュース

平成29年9月15日（No3/3）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

34 社宅退去時の修繕費用を廃止されたい。

◆考え方 → 社宅退去時の修繕費用は、今後も維持する社宅の室内リフレッシュには最低限必要な量の表替え・襖、障子の張り替え等の費用と考えており、廃止することは考えていない。

## 【エキスパート社員関係】

2 当面、年間休日を120日にされたい。

◆考え方 → 現時点では、改定する考えはない。

3 短日数勤務制度の適用職種を拡大されたい。

◆考え方 → 短日数勤務制度の適用拡大を含め、エキスパート社員の勤務体系の多様化については、経営状況、要員事情等を勘案しながら、今後検討を行っていく。

4 列車乗務員にエキスパート社員向け行路を新設されたい。

◆考え方 → 列車乗務員にエキスパート社員向けの行路を新設することは、勤務体系や運用効率の低下等の関係から困難な状況であるが、今後も検討をしたいと考えている。

10 技能手当の新設及び職務手当を増額されたい。

（各種技術指導や工事監督及び指令勤務を行う場合）

◆考え方 → 現時点では、新設する考えはない。

12 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。

(1) B単価 100分の150

(2) C単価 100分の50

(3) F単価 100分の200

◆考え方 → 現時点では、改定する考えはない。

## 【契約社員関係】

3 育児・介護休業法の改正に伴い、保育所等に入れない場合の育児休職の再延長等、制度全般を改善されたい。

◆考え方 → 改正育児・介護休業法の内容を踏まえ検討したいと考えている。

6 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を計算する場合の1時間当たり単価を次のとおり改正されたい。

(1) B単価 100分の150

(2) C単価 100分の50

(3) F単価 100分の200

◆考え方 → 現時点では、改定する考えはない。

# J R 四国労組ニュース

平成29年9月15日（No3/4）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

- 8 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。  
◆考え方 → 仕事と育児・介護等との両立支援については、ワークライフバランス推進室を中心として引き続き検討を進めていく。
- 11 平成30年3月末まで就労した客室乗務員に対し、手当を支給されたい。  
◆考え方 → 平成30年3月末で退職する者並びに平成30年4月以降契約社員として従事する者に対して、手当を支給することを検討する。

※ その他の要求項目については、改訂、変更、追加、新設等を行わない旨の考え方が示された。

## 【主な交渉内容】

組合：当社の年間休日はJR他社と比べて最も少ない上に、平成28年に祝日「山の日」による休日増が図られていることから、会社としても対応すべきである。

会社：現在の会社の状況から判断すると年間休日を増やすことは困難である。今後、要員事情等を勘案しながら、引き続き議論していきたい。

組合：フレックスタイム制度は、働き方改革を進める上でも重要と考えており、その推進を図る意味からも、導入を検討されたい。

会社：フレックスタイム制度は労働時間管理を社員に任せるものであり、時間外労働の指示を徹底している当社に馴染まない制度と考えている。また、JR他社においても非現業部門での導入に限られるなど、全面的な導入は困難と考えている。

組合：育児・介護制度は国の子育て支援制度に合わせたものであるが、実際に取得した組合員は悩んだ末に取得していることから、制度を利用した者に対する昇給の取り扱いを改善すべきである。

会社：育児・介護休業法の改正項目は遵守する必要があるほか、努力義務についても勉強しているが、休んだものには賃金を支払わないのが公平であると考えている。

組合：若手社員のモチベーションを維持・向上させるためにも初任給の改善は図るべきである。また、現在の人事・賃金制度では、昇格が早かったにもかかわらず、年数が経過して昇給が低減されると、結果的に昇格が遅かった者よりも基本給が少なくなるという逆転現象が生じている。

会社：ある時点での給与は逆転する場合も考えられるが、早く昇格した者は生涯賃金が多くなる場合もある。現在の人事・賃金制度は早く昇格することを促す制度である。

組合：限られた要員の中で増大する工事量に対応するため、線路閉鎖工事等の責任の重い監督業務には手当を支給すべきである。また、駅の運表に携わる業務や車両の下回りでの検査業務等も職責が重く危険を伴うことから手当が必要と考える。また、一部の電気職場では、技術係が主任の業務を代行していることから、主任代行業務はやめるべきである。

会社：手当については、経営状況を勘案しながら検討したい。業務代行業務については、従事者は主任としての能力があると思われるので、将来的には主任に登用されるべきと考える。

組合：添乗旅費は勤務時間に見合う金額となっていない。今後の添乗業務のあり方も含めて検討すべきである。

会社：添乗業務のあり方等については、実態を見ながら議論していきたい。

# J R 四国労組ニュース

平成29年9月15日（No.3/5）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

組合：マルチ業務は、夜間の限られた間合い時間で作業を行い、初列車までに軌道の安全確保を図るという責任の大きい業務であるが、通常の夜間作業の手当との差が小さいことから、手当を増額すべきである。

会社：夜間特殊勤務手当の1回あたり1,480円はJR他社が直轄で作業をしていた頃の手当と比べても遜色がなかった。現在、他社は外注化しており一概に比較できないが、注視したいと考えている。

組合：B単価・C単価・F単価については、組合員の努力に報いるためにも改善を図るべきである。

会社：前向きに検討したいと考えている。

組合：SASの検査について、3年に1回の検査では異常がなかったものの、自覚症状があったために産業医に指示を仰いで自費で病院を受診したところ、SASと診断された事象がある。このような場合の検査費用についても会社負担とされたい。

会社：今回の事象は産業医の指示を受けて受診したとのことなので、詳しく調査する。

組合：近年、女性社員の採用が多くなっており、女性が育児休職から早期に復職できるよう、設備や乗務員行路等の整備を、スピード感を持って進められたい。

会社：女性社員が安心して働けるように取り組んでいきたいと考えている。

組合：列車乗務員の業務も体力を要するため、エキスパート社員向けの行路を検討されたい。

会社：2泊3日が基本の列車乗務員は、乗務時間のある程度削減した行路の組み方が困難と考えている。

組合：客室乗務員への手当については、頑張った者に報いるためにも手当を支給されたい。

会社：前向きに検討したいと考えている。

## ◎ これに対し組合側は

「我々は日々安全を第一に、経営状況が厳しい中においても経営基盤の確立に向けた各種効率化施策等の協力をはじめ増収活動にも一生懸命に取り組んでおり、勤労意欲の低下を避けるためにも、職場の労働環境改善は極めて重要であると認識している。将来にわたり明るく働きやすい職場をつくるためにも、要望事項について前向きに検討すること」を強く要請し、交渉を継続することとした。

また、8月29日に会社側から提案のあった項目について、交渉終了後、本部は業務対策委員会を開催し、「契約社員の雇用制度等の一部改正」については法改正に沿った内容となっていること、また、「勤務及び賃金制度等の一部改正」については一部に制度改善があり組合員に不利益が生じないことを確認し、引き続き交渉を継続することを確認した。

# J R 四国労組ニュース

平成29年9月15日（No.3／6終）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

また、発第22号「予讃線『第6大平高架橋コンクリート片の落下』について」、申し入れに対する回答があった。

## 【発第22号 予讃線「第6大平高架橋コンクリート片落下」について】

- 1 今回の事故をどのように受け止めているのか会社の考え方を明らかにされたい。

（会社）

今回の向井原高架橋におけるコンクリート片の落下では、一般の方の怪我、列車運行への影響はありませんでしたが、一步間違えば、一般公衆に対する重大な事故に繋がる事象であると重く受け止めています。

平成28年10月に内子高架橋、平成26年9月に泉川高架橋に続いて、コンクリート片の落下の事象を発生させており、検査時にコンクリートの剥落の恐れがある箇所を見落とすことがないように、さらなる検査精度の向上に取り組むことが重要であると考えています。

- 2 コンクリート片が落下した原因を明らかにされたい。

（会社）

詳細については調査中ですが、経年劣化によりコンクリート内部の鉄筋が腐食して膨張したことによりコンクリートを押し出したため、コンクリートが剥落した可能性が高いと考えています。

- 3 過去にも同様の落下事故が発生しており、再発防止が活かされていないと言わざるを得ない。改めて、再発防止に向けた今後の対策について明らかにされたい。

（会社）

今回の事象を受け向井原高架及び内子高架については、今回剥落した桁受け部だけでなく、張出し水切部等の水の影響を受けやすい箇所を特に重点的に、外注による仮設足場や高所作業車も用いて、直近目視での精度の高い緊急点検を実施しています。また、点検の結果、剥落の恐れがある箇所については無対策箇所から優先的に対策工を実施します。

今後も検査を行った時は、その結果を確実に記録し検査精度の向上に向けて継続して取り組んでまいります。

以 上